

様式第 20 号の 4 (第 27 条の 2 関係)

一部使用収益不承認通知

様

年 月 日付で申請のありました開発事業の土地又は建築物等の一部の使用又は収益の開始について、下記の理由により不承認とします。

安曇野市指令 第 号
年 月 日

安曇野市長 印

記

1 開発事業の内容

- (1) 開発事業の場所 安曇野市 番外筆
(2) 開発事業の用途

2 不承認の理由

(教示)

1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができません。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6月を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、提起することができません。また、処分があったことを知った日から6月以内であっても、この処分があった日から1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記1の審査請求をした場合において、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月を経過したとき、又は当該裁決の日から1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分に対する処分の取消しの訴えを提起するときは、市(代表者市長)を被告として長野地方裁判所に行ってください。

管理番号 【 】